

- ④諸手当の改善を行なうこと。(2項目)
- (3)、福利厚生のため成人病検診を30才以上について実施されたい。
- (4)、行政を民主化されたい。とくに管理職登用試験、登川試験講習会を廃止されたい。
- (5) 行政処分撤回を中心とする要求。(3項目)
- 6、昭和47年7月14日 県立高教組  
8:30~10:00 教育委員室  
教育長外7名 委員長外23名  
○交渉内容  
(1)、勤勉手当について。  
(2)、5・19スト行政処分について。
- 7 昭和47年7月19日 高教組  
9:30~  
総務課長外4名 書記長外1名  
○交渉内容  
教員特殊業務手当について、
- 8 昭和47年7月20日 県立高教組  
10:30~11:00  
総務課長外4名 書記長外1名  
○交渉内容  
教員特殊業務手当について、
- 9、昭和47年9月21日 高教組  
10:00~12:00 西庁舎11階会議室  
教育次長外17名 委員長外12名  
○交渉内容  
① 高等学校教職員定数の確保について、  
(1)教職員の定数を増やし、定数法に基づく充足率の向上をはかられたい。(4項目)  
②、高等学校教職員の待遇改善について(6項目)  
(3)、諸手当の改善をはかられたい。(4項目)  
(4)、被服支給の改善と支給対象の拡大をはかられたい。(3項目)  
(5)、勤務条件の改善について(3項目)  
(6)、施設、設備の充実並びに父母負担の軽減について。(4項目)  
(7)、研修制度の確立について
- 10 昭和47年9月21日 県立高教組  
8:30~10:00 西庁舎11階会議室  
総務課長外6名 書記長外1名  
○交渉内容  
(1)、給与改善について  
(2) 宿日直全廃について
- 11、昭和47年9月29日 県立高教組  
9:15~9:45 教育委員室  
教育長外8名 委員長外29名  
○交渉内容  
(1) 給与改善について
- 12 昭和47年11月4日 県教組婦人・養護教員部  
10:30~12:00 西庁舎11階第2会議室  
総務課主幹外9名 副委員長外40名  
○交渉内容  
(1) 養護教諭を全校に配置すること。
- (2) 養護教諭の養成機関を新設すること  
(3) 養護教諭の産休・補充教員を配置すること。  
(4) 退職勧奨年令の区別をなくすこと。  
(5) 産前休暇8週をみとめること。  
(6) 妊娠障害休暇を20日間、特別休暇としてみとめること。  
(7) 妊娠中の労働軽減をはかること等。
- 13、昭和47年11月7日 日教組東北地区協議会(陳情)  
11:00~12:00 教育委員室  
副知事・教育長外5名 協議会委員長外11名  
(1) 賃上げ、定数増を中心とする教職員の待遇改善について。  
(2) 県民の立場にたった教育条件の整備について。
- 14 昭和47年11月13日 県教組  
11:00~12:00 教育委員室  
教育次長外8名 委員長外40名  
○交渉内容  
(1) 基本賃金の引き上げをはかられたい。(2項目)  
(2) 教職員の基本賃金を全国水準に早急に引き上げられたい。  
①一斉一号増の早期実現をはかること。  
②初任給格付一号アップをはかること。  
③教育職給料表(三)二等級より一等級へのワタリ、事務職員のワタリを短縮されたい。  
④教育職給料表(三)、事務職員給料表の運用昇短個所を大幅に拡大すること。  
⑤事務職員に特殊業務手当等を支給されたい。  
(3) 諸手当の改善を行なわれたい。(5項目)
- 15、昭和47年11月27日 青年・事務職員部  
10:30~12:00 教育委員室  
総務課主幹外9名 青年部長外40名  
○交渉内容  
(1) 教職員の初任給格付1号アップをはかること。  
(2) 新採用者の赴任旅費を出身地から支給すること。  
(3) 結婚手当を県独自で10万円支給すること。  
(4) 諸休暇を新設すること。(2項目)  
(5) 人事異動を民主的に行なうこと。(2項目)  
(6) 新採用者の身分安定をはかること。(3項目)  
(7) 小中学校事務職員の定数を、48年度から標準法どおり配置すること等。
- 16、昭和47年12月18日 県教組  
11:00~12:30 教育委員室  
教育次長外10名 委員長外39名(統一行動として約300名)  
○交渉内容  
(1) 基本賃金  
①教職員の待遇を改善するため一斉一号増の早期実現をはかること。  
②教職員の初任給格付一号アップをはかること。  
③教職員給料表(三)、事務職員給料表の運用昇短個所を大幅に拡大すること。  
(2) 諸手当について  
①通勤手当の実費支給を基本に、自己負担額の限度を500円とするよう県独自にされたい。